

## 唐津市監査委員公告

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（都市整備部定期監査）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年5月9日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

# 定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和3年8月23日～令和4年2月18日

都市整備部

## 1 行政財産使用の許可を得ず使用又は占用していた電柱等の敷地の事案について 【都市計画課、建築住宅課、道路河川管理課】

令和2年度において、電気通信事業者及び電気事業者が設置する電柱等に関しこれまで市の許可を受けずに行政財産である土地に設置していることが判明した旨の理由書を添付し、当該事業者から新規の使用許可又は占用許可の申請書が都市整備部全体で31件（都市計画課7件、建築住宅課3件、道路河川管理課21件）提出され、所管各課で個別に許可する事務処理がなされていた。これだけ多くの申請があったのは、申請した事業者の内部調査により市の許可を得ず設置していることが判明したためである。

このような市の許可を得ない公有財産の占有又は使用については、唐津市公有財産規則第19条の規定では「直ちにその占有又は使用を中止させ、これにより生じた損害を賠償させなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その占有又は使用に対して相当の料金を追徴し、これを追認することができる。」と定められている。

電気の供給や通信のサービスは市民生活に必要不可欠なもので、その供給基盤を担う電柱等は全市域に設置され、直ちに撤去や使用を中止できるものでもない。事業者からの申請でこのような事案が発覚したが、その事務処理については、市の統一的な方針の下での対応が見られず、申請日以前に遡及して年度当初から許可されたものや申請日以後に許可されたものなどが散見され不適切な事務処理となっていた。また、使用料や占用料の徴収に関しても統一性がなく極めて不適正な処理となっていた。

今回の都市整備部の定期監査においてこの事実が確認されたが、当該電柱等を設置している事業者から想定すると同様の事案が全庁的に生じているものと推察される。このような公有財産管理において複数の課に及ぶ異例な事案が発覚した場合は、市有財産を統括管理する財務部と情報共有し、その処理対応については、市の統一した方針を決定し対処すべきと思料する。

関係法令に則った適正かつ統一的な財産管理に努められたい。

## (講じた措置)

電気通信事業者及び電気事業者が市の許可を得ず設置していた電柱等に関して、都市計画課所管の公園及び建築住宅課所管の市営住宅については、唐津市公有財産規則第 19 条の規定に基づき、占有又は使用に対して相当の料金を追徴し、これを追認するよう事務を統一した。

道路河川管理課所管の市道については、遡及許可はできないとする国土交通省の行政実例に従い、申請日以後に許可を行い、占用料についても許可日から算定するよう事務を統一した。

## 2 行政財産使用料等に係る事務処理について

### 【都市計画課】

A町から唐津くんち行事の継承のための定例行事を行うことを目的とした柳堀広場ポケットパークにおける令和 2 年 7 月 25 日から 7 月 26 日までの行政財産使用新規許可申請書及び使用料の減免申請書が令和 2 年 4 月 1 日に提出され、令和 2 年 5 月 14 日に使用料 999 円で許可されていた。

その使用料の収入状況を調査すると、調定されておらず未徴収状態となっていたため担当課に確認したところ、許可日に使用料の調定及び納入の通知は行っていたが、その後、使用開始日以前の使用料未納入時に申請者から使用中止の連絡があり、調定を削除し、納入通知書は廃棄してもらったとのことであった。

しかしながら、そのような状況が生じたのであれば、唐津市公有財産規則第 28 条の規定により届出をさせ、適切に処理するとともに、唐津市財務規則第 29 条の規定により使用料の調定額の変更を行うべきであったと思考するが、実際には使用されていないとはいえ、これらの手続きを経ず調定の削除等を行ったことは不適切であると言わざるを得ない。

規則等に則った適切な事務処理をされたい。

なお、令和 2 年 5 月 14 日に許可されていた唐津城条例に基づく柳堀辰巳やぐら広間の使用料についても同様の指摘である。

## (講じた措置)

使用開始日以前の使用中止手続きについては、唐津市公有財産規則第 28 条の規定により届出を求めるとともに、唐津市財務規則第 29 条の規定に基づき使用料の調定額の変更を行うよう改めた。

### 3 市道等占用料の債権管理について

#### 【道路河川管理課】

市道及び法定外公共物の占用については、法令及び条例に定める年数を限度として複数年にわたり許可しその占用料については、毎年度当該年度分を調定し徴収しているが、次のような不適正な事務処理が見受けられた。

- (1) 許可を受けた者すべてに納入通知書を発送してはいるものの、宛所不明等により返戻された分については、不達の原因調査や現地の確認等を行わず、ただ保管しているだけであるため公示送達に至っておらず、適正な債権回収事務が行われていなかった。
- (2) 未納者に対する督促状は発送しているものの、道路法第 73 条第 2 項又は地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定による唐津市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例に基づく督促手数料は徴収しておらず、延滞金に関してはその徴収に関する規定の整備について検討さえされていなかった。
- (3) 当該占用料については、唐津市債権の管理に関する条例において「強制徴収公債権」に分類されるものであり、その時効期間は道路法第 73 条第 5 項又は地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年で、時効の援用がなくとも消滅するが、時効の起算点から 5 年を過ぎ債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処分をするどころか滞納占用料について毎年度納入通知書を発送するという極めて不適正な事務処理が 13 件見受けられた。

当該占用料については、前回の定期監査においても、適正な債権管理ができていない旨を指摘し、それに対する市長が講じた措置として「行方不明者等については公示送達を行う等適正な事務処理を行い、督促手数料及び延滞金を徴収するよう改める。」としていたにもかかわらず、未だ改善されていない点が多く見受

けられた。

市の債権については、令和2年4月1日から唐津市債権の管理に関する条例が施行され統一的な事務処理が定められたため、当該占用料についても法令及び同条例に則った適正な債権管理ができるよう債務者ごとの債権管理台帳を整備される等早急な対応を講じられたい。

#### (講じた措置)

- (1) 宛所不明等による納入通知書の返戻分については、現地の確認や戸籍謄本等の公用請求による居所照会等で不達の原因調査を行うとともに、宛所が不明なものについては公示送達をすることで適正な債権回収事務を行うよう改めた。
- (2) 未納者に対しては、唐津市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例に基づく督促手数料及び唐津市税条例に基づく延滞金を徴収するよう事務を改めた。
- (3) 道路法第73条第5項又は地方自治法第236条第1項の規定により5年を過ぎ債権が消滅したものについては不納欠損処分した。また占用料については、債務者ごとの債権管理台帳を整備し、適正な債権管理を行うよう改めた。

## 4 市道等占用の更新手続について

### 【道路河川管理課】

唐津市道路占用条例又は唐津市法定外公共物管理条例に基づき市道等の一部の占用許可を受けた者は、許可期間が満了したときは直ちに原状に復さなければならず、また、期間満了後引き続き占用しようとする場合は、期間満了前に更新の申請をしなければならないことと規定されているが、令和2年4月1日時点において占用継続中の物件で更新申請が行われていないものについて、担当者に確認したところ道路占用で210件、法定外公共物の占用で251件ということであった。

前回の定期監査においても、更新漏れによる無許可占用に対する事務を怠っている点を指摘していたが、担当者に確認したところ、更新申請の必要な者に対しては、期間満了前に申請書の提出を促す文書を発送しているものの、提出しない者に対して占用実態の確認や申請の催促等を行ってはおらず、改善されているとは言えない状況であった。更には無許可占用を継続している者に対し各条例に基

づく申請及び許可がないにもかかわらず、毎年度占用料相当額を調定し、納入通知書を発送しているとのことであった。

無許可占用の対策については、その占用の実態がどのようになっているのか現状確認が重要と思料される。占用者又は占用物件ごとの個別の台帳を整備する等実状を把握したうえで、無許可占用を減少させる計画的な対策を講じられたい。

#### (講じた措置)

無許可占用を継続している者に対し占用実態の現状確認を行い、占用者又は占用物件ごとの個別の台帳を整備するとともに、実態に即した手続きの催促を行うことで、無許可占用を減少させていくこととした。